

(その1)

# 収 支 報 告 書

会計	繰越	繰算	転記			
④	④	④	④	④	④	④

令和4年分

( 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) しゅうぎいんぎいんしのはらたかしぜんこくこうえんかい  
衆議院議員篠原孝全国後援会

政治団体の区分

政 党  
 政 党 の 支 部  
 政 治 資 金 団 体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体  
 その他の政治団体  
 その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 長野県長野市若里4-12-26 宮沢ビル2F.

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等  
 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 篠原 孝

資金管理団体の指定の有無

有  
 無

公職の種類 \_\_\_\_\_

資金管理団体の届出をした者の氏名 \_\_\_\_\_

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 篠原 孝

公職の種類 衆議院議員(現職)

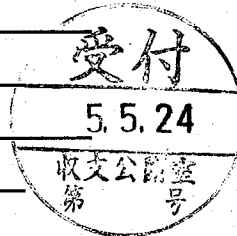
4 会計責任者の氏名 岡本 匡広

事務担当者の氏名 岡本 匡広

(電話) 03-3508-7268

(電話)

(電話)



資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から  
 令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から  
 令和 年 月 日まで

102560

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額					3	9	3	7	7	8	7
(前年からの繰越額)					3	1	2	3	7	6	2
(本年の収入額)						8	1	4	0	2	5
支 出 総 額						6	4	4	1	3	4
翌年への繰越額					3	2	9	3	6	5	3

2 収入項目別金額の内訳

<b>(1) 個人の負担する党費又は会費</b>											
金 額											0
員 数											0 <sup>^</sup>

<b>(2) 寄 附</b>											
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額						備 考				
(ア) 個人からの寄附				8	1	4	0	0	0		
(うち特定寄附)									0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附									0		
(ウ) 政治団体からの寄附									0		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				8	1	4	0	0	0		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)									0		
イ 政党匿名寄附									0		
合 計 (ア + イ)				8	1	4	0	0	0		



(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		1.個人				
行番号	寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考		
		十億	百万	千	円						
1	佐々木敏雄			5	0	0	0	R4/4/14	東京都町田市鶴間2-3-7	無職	
2	中村えい子			1	0	0	0	R4/4/14	鹿児島県肝属郡肝付町新富5000	会社役員	
3	三輪芳秋			5	0	0	0	R4/4/15	静岡県駿東郡長泉町下土狩1210	自営業	
4	鈴木利徳			8	0	0	0	R4/4/19	東京都足立区扇1-50-38	会社員	
5	佐藤光一郎			5	3	0	0	R4/4/19	千葉県君津市南子安5-15-5	会社役員	
6	細谷恒明 細谷恒恒明			3	0	0	0	R4/4/27	東京都葛飾区お花茶屋1-23-11	理美容業	
7	宮脇豊			8	0	0	0	R4/4/28	東京都世田谷区赤堤3-10-4	会社役員	
8	鬼澤幸子			1	3	0	0	R4/4/28	埼玉県川越市南田島2491-52	無職	
9	尾崎州日古			5	0	0	0	R4/5/7	東京都江東区潮見2-10-15-1208	会社役員	
10	岩間光夫			2	0	0	0	R4/5/27	長野県長野市川中島町今里1238	会社役員	
11	寺田幸一郎 寺田孝志			1	3	0	0	R4/11/11	神奈川県川崎市幸区河原町1丁目河原町団地15-402	会社員	
	この頁の小計			3	2	3	0				
	その他の寄附			4	9	1	0				
	合 計			8	1	4	0				

(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額						備考	
項目		十億	百万	千	円				
1 経常経費									
(1) 人件費				9	0	0	0		
(2) 光熱水費							0		
(3) 備品・消耗品費				7	2	7	6	3	
(4) 事務所費				1	5	3	8	7	1
小計				2	3	5	6	3	4
2 政治活動費									
(1) 組織活動費				4	0	8	5	0	0
(2) 選挙関係費									0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費									0
ア 機関紙誌の発行事業費									0
イ 宣伝事業費									0
ウ 政治資金パーティー開催事業費									0
エ その他の事業費									0
(4) 調査研究費									0
(5) 寄附・交付金									0
(6) その他の経費									0
小計				4	0	8	5	0	0
合計				6	4	4	1	3	4





(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 1.組織活動費 (旅費交通費)				
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	航空券代			1 2 3	0 8 0	R4/6/27	JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館B4	
2	航空券代			5 3	1 2 0	R4/7/7	JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館B4	
	この頁の小計			1 7 6	2 0 0				
	その他の支出				1 6 0 0				
	合 計			1 7 7	8 0 0				







(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年5月24日

政治団体の名称 衆議院議員篠原孝全国後援会

会計責任者の氏名 岡本 匡広

代表者の氏名  
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

## 政治資金監査報告書

令和5年5月22日

衆議院議員篠原孝全国後援会

代表 篠原 孝 殿

登録政治資金監査人

山口 博幸

登録番号 第 2692 号

研修終了年月日 平成21年7月3日



### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、衆議院議員篠原孝全国後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、衆議院議員篠原孝全国後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。



(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

衆議院議員篠原孝全国後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、衆議院議員篠原孝全国後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

